



平成 19 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 ユニオンペイント株式会社
代表者名 代表取締役社長 兒玉 利行
(J A S D A Q ・ コード 4 6 2 2)
問合せ先 取締役管理部長 下堀 秀治
電話番号 048-935-1401

当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 2 日開催の取締役会において、株式会社W D K (以下「公開買付者」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けは、買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、下記にあるとおり、本公開買付け成立後に当社株式の全てを取得できなかった場合にも、公開買付者は当社株式を保有する株主の皆様に対し、当社株式に代えて金銭を交付する手法で当社を完全子会社化することを予定しており、その結果当社の株券は上場廃止になる予定です。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 19 年 11 月 2 日現在)

(1) 商 号	株式会社W D K
(2) 主 な 事 業 内 容	塗料の製造、販売及び塗装請負 有価証券の保有、運用及び管理 前各号に附帯する一切の業務
(3) 設 立 年 月 日	平成 19 年 10 月 11 日
(4) 本 店 所 在 地	埼玉県八潮市新町 50 番地 1
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 兒玉 利行

(6) 資本金の額	10百万円	
(7) 大株主及び持株比率	兒玉 利行	100%
(8) 買付者と当社の関係等	資本関係	公開買付者は、当社普通株式 1,000 株を保有しております。
	人的関係	当社の代表取締役社長である兒玉利行が公開買付者の代表取締役を兼任しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 19 年 11 月 2 日開催の取締役会において、兒玉利行以外の取締役全員の賛成により本公開買付けに賛同することを決議いたしました。さらに、当該取締役会に出席した当社の監査役は、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。従って、当社は、本公開買付けが実施された場合には、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(公開買付者による買付けの概要等)

公開買付者は、当社の代表取締役社長である兒玉利行が本日現在において発行済株式の全てを有する株式会社です。兒玉利行は、公開買付者の代表取締役に就任しております。

今般、公開買付者は、当社の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を取得することにより当社の株式を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（注）の一環として行われる取引であり、公開買付者は当社の取締役会の賛同のもと、友好的に同社の株式を取得して支配権を取得するために、金融商品取引法に基づき行うものです。そこで、当社の代表取締役社長である兒玉利行は、上記のとおり、公開買付者へ出資を行うとともに、本取引成立後、引き続き当社の代表取締役に留まり、当社の経営に

あたる予定です。また、兒玉利行以外の当社の現在の取締役についても、本取引成立後、引き続き当社の取締役として経営に参画する予定です。

以上のとおり、本公開買付けにおいては、公開買付者は当社の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を取得することを企図しており、本公開買付けが成立した場合、応募していただいた当社株式の全てを買付けることとしています。なお、公開買付者は、当社の以下の表の通りの発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）を有している兒玉利行、辻利雄、鈴木豊、下堀秀治、井福直美、飯野善美、本田尚吾、当社の監査役である森喜和及び当社の筆頭株主である有限会社ワイ・エス・ティー・ワイから、それぞれ所有する当社の株式全てについて、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

氏名	役名	職名	所有割合（％）
兒玉利行	当社代表取締役社長		4.94
辻 利雄	当社常務取締役		0.22
下堀 秀治	当社取締役	管理部長	0.49
鈴木 豊	当社取締役	企画財務室長	0.44
井福 直美	当社取締役	第1事業部長	0.22
飯野 善美	当社取締役	第2事業部長	0.22
本田 尚吾	当社取締役	生産事業部長	0.19
宮本 英昭	当社取締役（非常勤）	利根コーティング株式会社 （当社子会社）代表取締役社長	-
小計（1）	-	-	6.74
森 喜和	当社監査役（非常勤）	-	5.47
有限会社ワイ・エス・ ティー・ワイ	- （当社の筆頭株主）	-	8.70
小計（2）	-	-	14.17
合計（（1）+（2））	-	-	20.91

（以下、兒玉利行、辻利雄、鈴木豊、下堀秀治、井福直美、飯野善美、本田尚吾及び宮本英昭を総称して「経営陣」といいます。）

（本公開買付けを実施する背景及び実施する理由並びに本公開買付け後の経営方針）

当社は、昭和14年に東京都葛飾区に下千葉化学工業所を創業し、塗料の製造を開始しました。その後、当社は株式会社化（昭和34年には、商号を「キングペイント株式会社」に変更）を経て、昭和38年には、東京店頭市場に株式を公開、昭和47年には大起ペイント株式会社と合併し、塗料及びシンナーの製造とその販売の事業を拡大してきました。特に、塗料の分野においては、家具を中心とした高級仕上げから住宅設備メーカー向けの塗料まで、木工用塗料を多く供給していることに加え、皮革用塗料の数少ない国内メーカーとして、国内に向けての販売だけでなく、韓国・中国へも輸出販売を行い、順調に業績を向上してきました。

しかしながら、当社の売上額は、平成4年3月期の約71億円を頂点に、その後は減少が続き、平成16年3月期の約36億円を下限として、現在では約41億円の売上となっております。また、当社の営業利益につきましては、当初は営業利益率5%以上を維持していたものの、昭和56年頃からは5%を切るようになり、その後現在に至るまで低い営業利益率で推移しております。一方、塗料業界における現在の事業環境は、近年の3年間にもわたる原油高に起因する塗料原料の価格高騰に伴って原価率が悪化していることに加えて、主な需要先である木工業界や住宅関連業界において、大手ユーザーを中心に生産拠点を中国や東南アジア諸国にシフトしている状況がみられることから、国内需要が減少しており、限られた市場でのシェア確保から価格競争が激化しております。また、昨今の世界的な地球環境への関心の高まりと地球環境に対する社会の要請に応えるため、塗料メーカー各社は有機溶剤の使用量削減に

伴う代替製品の研究開発や環境ISOの推進等の対応を迫られております。

このような厳しい状況下において、当社の経営陣は、株主の皆様のみならず、顧客及び取引先の皆様からの要請に応え、当社の企業価値の更なる向上を実現するためには、中長期的な成長を視野に入れた抜本的な経営改革が必要であるとの認識の下、経営改革の計画策定を検討してまいりました。その具体的な内容としては、旧来からの社内体制を大幅に見直し、不良在庫の削減に係る在庫管理の強化等更なる効率化を実現するための投資を行うこと、また、激化する業界競争で勝ち残るための代理店との関係の更なる発展を含めた販売政策の再構築を行うこと、さらに、既存の生産設備について、その再構築と共に、環境に配慮した製品や顧客ニーズに即した製品を生産可能な体制にするための大規模な設備投資等が挙げられます。特に、既存工場については、昭和40年代半ばから昭和50年代半ばに建設された当社の本社工場や野田工場は既に老朽化が進み、本社工場は住宅専用地域に隣接していることや危険物工場であること等から、容易に建て直しを行うことが出来ず、長期的な視点から工場の再構築を検討せざるを得ない時期にきているものと考えられます。加えて、上記のとおり、地球環境に対する影響への関心が高まっている状況に鑑みると、環境に配慮した塗料製造はもはや必須であり、そのためには上記のような老朽化した設備では対応できず、大規模な設備投資が必要であると考えられます。そして、当社のかかる経営改革の実行のためには、株主、経営陣及び従業員が一丸となって取り組む必要があり、また、経営陣自身が自己責任において迅速かつ果敢に意思決定ができる経営体制を構築することが必要であると考えられます。

もっとも、当社のかかる経営改革の推進が、当社の業績のみならず、株主の皆様に対しても、短期的にマイナスの影響を与える可能性は否定できません。そこで、マネジメント・バイアウトによる本取引を行い、当社を公開買付け者の完全子会社とすることこそが、経営陣自身の迅速かつ果敢な意思決定を実効的に担保するために有効な手段であると考えに至りました。

他方、当社は、上記のとおり、昭和38年に株式を上場していることから、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきたものと考えられます。しかしながら、当社の現在の財務状況に鑑みると、今後エクイティ・ファイナンスを行う必要性は、中長期的にも考えられず、また、当社は長年、事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に十分備わっているものと考えられます。さらに、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）が増大しており、かかるコストは今後も更に増大することが予想されることから、これが当社の経営改革推進の足かせになる可能性も否定できません。

以上のとおり、当社の企業価値を中長期的に検討した場合、株式上場に起因するデメリットがそのメリットを上回っているものと考えられます。そこで、かかる観点からも、マネジメント・バイアウトによる本取引が当社の中長期的な企業価値向上にとって有効な手段であると考えに至りました。

以上の検討内容に加えて、公開買付け者は、当社経営陣とともに慎重に協議の上、さらには、フィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）から受けた本取引の実現可能性等に関する助言を踏まえ検討した結果、株主の皆様はその保有する株式の売却の機会をご提供するとともに、マネジメント・バイアウトである本取引を行うことによって、当社の抜本的な経営改革を実現することが、当社の企業価値の更なる向上に資するとの結論に至ったことから、本公開買付けの実施を決定し、当社は平成19年11月2日開催の取締役会において、出席取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

（買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

1) 独立した特別委員会の設置

本取引が、当社の代表取締役自らが代表者を務める公開買付け者による当社株式の取得をその要素とし

ていることから、本来、企業価値の向上を通じて株主の利益を代表すべき当社の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じる結果、本取引に関する当社の意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないことを目的として、当社は、取締役会決議に基づき、公開買付者及び当社から独立した委員によって構成される特別委員会を設置し、本取引及び本公開買付けの是非等について諮問いたしました。

当社の取締役会は、当該特別委員会の委員として、公開買付者及び当社から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力等を備えている社外有識者として、税理士法人サンク・アンド・アソシエイツの代表社員である税理士の齊藤健一氏、村田・若槻法律事務所の弁護士である若槻哲太郎氏、チヨダ産業株式会社元代表取締役社長である古澤忠治氏の合計3名を選定いたしました。

上記委員から構成される特別委員会は、これまで複数回にわたって開催され、諮問事項についての審議が行われるとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、当社取締役会から本取引による当社の企業価値向上等について説明を受けております。また、当該特別委員会は、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券との間においても、本公開買付けに関する質疑応答を行いました。

そして、当該特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成19年10月26日に、当社の取締役会に対して、本取引及び本公開買付けは当社の企業価値向上が目的とされており、また、公正な手続を通じた株主利益の配慮が行われている旨の答申を提出しました。

これを受け、当社の取締役会は、当該特別委員会の判断を最大限尊重しつつ審議を行った結果、平成19年11月2日、本公開買付けに賛同することについて、全員一致で承認可決しました。

2) 独立した第三者算定機関からの算定書を取得

公開買付者は、第三者算定機関である日興コーディアル証券から提出された当社株式に関する株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）を参考にし、最終的に当社との協議を経て本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）を350円に決定いたしました。なお、買付価格350円は、当社の平成19年11月1日までのジャスダック証券取引所における当社株式の終値の過去1ヶ月単純平均値179円、過去3ヶ月単純平均値191円、過去6ヶ月単純平均値203円、過去12ヶ月単純平均値214円に対してそれぞれ約95.53%、約83.25%、約72.41%、約63.55%のプレミアムを加えた価格です。

一方、当社の取締役会は、上記1)に記載のとおり、本取引が構造的な利益相反状態を内包していることから、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるFAソリューションズ有限公司（以下「FAソリューションズ」といいます。）を選定し、当社の株式価値算定を依頼しました。なお、特別委員会は、FAソリューションズの上記独立性が十分確保されていることを確認しております。

第三者算定機関であるFAソリューションズは、当社の株価算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。そして、FAソリューションズは、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定し、当社取締役会において、平成19年11月2日に、FAソリューションズの上記株価算定結果を踏まえて慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき、全員一致で承認可決しました。

3) 取締役及び監査役全員の承認

本取引に関連して開催された当社取締役会においては、当社の代表取締役社長である兒玉利行は、公開買付者の株主兼代表取締役でもあり、公開買付者とは構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、上記1)記載の特別委員会に対する諮問決議及び上記2)記載の賛同決議を含む、本取引に関する全ての決議について特別利害関係を有するものと判断し、かかる審議及び決議には参加しておらず、また、当

社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。また、本取引に関連する決議の行われた全ての当社取締役会には兒玉利行以外の当社の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われており、上記2)記載の平成19年11月2日に開催された取締役会においても兒玉利行以外の当社の取締役全員の賛成により本公開買付けに賛同する旨の決議を得ております。さらに、当該当社取締役会に出席した当社の監査役は、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

4) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を法令で定められた最低期間は20営業日であるところ30営業日としております。かかる公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と当社は取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定と併せ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

(3) 本公開買付け後の予定等

(いわゆる二段階買収に関する事項について)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、当社の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の3分の2を超える株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、当社の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、当社を完全子会社化する一連の手続を行うこと(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後すみやかに、公開買付者は、定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと、及び当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する意向を有しております。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記ないしを同一の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社はかかる要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本臨時株主総会及び本種類株主総会は、平成20年2月頃に開催される見込みです。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、当社の総議決権の3分の2を超える株式を所有することになりますが、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主で交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格(及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額)については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金額が本公

公開買付けの買付価格を基準として算定される価格と異なることがあります。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者は当社に対し、公開買付者が当社を完全子会社化することとなるよう、当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

また、公開買付者は、これらの手続を行った後、当社と公開買付者が吸収合併を行うこと等のグループ内組織再編を実施することを計画しております。

なお、上記「ないし」の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記「普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記「全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主の皆様各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者は、上記「ないし」の方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株主による当社の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を当社に対して要請する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者は、公開買付者が当社を完全子会社化することとなるよう、当社の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、当社に要請することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

かかる「ないし」の議案や手続の実施の詳細につきましては、その決定次第、金融商品取引所等を通じ速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱については、株主の皆様各自により税務専門家にご確認下さい。

(上場廃止について)

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、株式会社ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には当社の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

(注) マネジメント・バイアウトとは、一般に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、買収対象会社の支配権を取得する取引をいいます。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5．公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

6．公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

以 上

添付資料： 「ユニオンペイント株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
（株式会社WDKによる当社株式の買付け等の概要

各 位

会 社 名 株式会社W D K
代表者名 代表取締役 兒玉 利行

ユニオンペイント株式会社株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、ユニオンペイント株式会社（JASDAQ コード番号：4622 以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（公開買付者による買付けの概要等）

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である兒玉利行が本日現在において発行済株式の全てを有する株式会社です。兒玉利行は、公開買付者の代表取締役に就任しております。

今般、公開買付者は、対象者の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を取得することにより対象者の株式を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（注）の一環として行われる取引であり、公開買付者は対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に同社の株式を取得して支配権を取得するために、金融商品取引法に基づき行うものです。そこで、対象者の代表取締役社長である兒玉利行は、上記のとおり、公開買付者へ出資を行うとともに、本取引成立後、引き続き対象者の代表取締役に留まり、対象者の経営にあたる予定です。また、兒玉利行以外の対象者の現在の取締役についても、本取引成立後、引き続き対象者の取締役として経営に参画する予定です。

以上のとおり、本公開買付けにおいては、公開買付者は対象者の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を取得することを企図しており、本公開買付けが成立した場合、応募していただいた対象者株式の全てを買付けることとしています。なお、公開買付者は、対象者の以下の表の通りの発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）を有している兒玉利行、辻利雄氏、鈴木豊氏、下堀秀治氏、井福直美氏、飯野善美氏、本田尚吾氏、対象者の監査役である森喜和氏及び対象者の筆頭株主である有限会社ワイ・エス・ティー・ワイから、それぞれ所有する対象者の株式全てについて、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

氏名	役名	職名	所有割合 (%)
兒玉利行	対象者代表取締役社長		4.94
辻 利雄	対象者常務取締役		0.22
下堀 秀治	対象者取締役	管理部長	0.49
鈴木 豊	対象者取締役	企画財務室長	0.44
井福 直美	対象者取締役	第1事業部長	0.22
飯野 善美	対象者取締役	第2事業部長	0.22
本田 尚吾	対象者取締役	生産事業部長	0.19
宮本 英昭	対象者取締役(非常勤)	利根コーティング株式会社 (対象者子会社)代表取締役社長	-
小計(1)	-	-	6.74
森 喜和	対象者監査役(非常勤)	-	5.47
有限会社ワイ・エス・ ティー・ワイ	- (対象者の筆頭株主)	-	8.70
小計(2)	-	-	14.17
合計 ((1)+(2))	-	-	20.91

(以下、兒玉利行、辻利雄氏、鈴木豊氏、下堀秀治氏、井福直美氏、飯野善美氏、本田尚吾氏及び宮本英昭氏を総称して「経営陣」といいます。)

(本公開買付けを実施する背景及び実施する理由並びに本公開買付け後の経営方針)

対象者は、昭和14年に東京都葛飾区に千葉化学工業所を創業し、塗料の製造を開始しました。その後、対象者は株式会社化(昭和34年には、商号を「キングペイント株式会社」に変更)を経て、昭和38年には、東京店頭市場に株式を公開、昭和47年には大起ペイント株式会社と合併し、塗料及びシンナーの製造とその販売の事業を拡大してきました。特に、塗料の分野においては、家具を中心とした高級仕上げから住宅設備メーカー向けの塗料まで、木工用塗料を多く供給していることに加え、皮革用塗料の数少ない国内メーカーとして、国内に向けての販売だけでなく、韓国・中国へも輸出版売を行い、順調に業績を向上してきました。

しかしながら、対象者の売上額は、平成4年3月期の約71億円を頂点に、その後は減少が続き、平成16年3月期の約36億円を下限として、現在では約41億円の売上となっております。また、対象者の営業利益につきましては、当初は営業利益率5%以上を維持していたものの、昭和56年頃からは5%を切るようになり、その後現在に至るまで低い営業利益率で推移しております。一方、塗料業界における現在の事業環境は、近年の3年間にもわたる原油高に起因する塗料原料の価格高騰に伴って原価率が悪化していることに加えて、主な需要先である木工業界や住宅関連業界において、大手ユーザーを中心に生産拠点を中国や東南アジア諸国にシフトしている状況がみられることから、国内需要が減少しており、限られた市場でのシェア確保から価格競争が激化しております。また、昨今の世界的な地球環境への関心の高まりと地球環境に対する社会の要請に応えるため、塗料メーカー各社は有機溶剤の使用量削減に伴う代替製品の研究開発や環境ISOの推進等の対応を迫られております。

このような厳しい状況下において、対象者の経営陣は、株主の皆様のみならず、顧客及び取引先の皆様からの要請に応え、対象者の企業価値の更なる向上を実現するためには、中長期的な成長を視野に入れた抜本的な経営改革が必要であるとの認識の下、経営改革の計画策定を検討してまいりました。その具体的な内容としては、旧来からの社内体制を大幅に見直し、不良在庫の削減に係る在庫管理の強化等更なる効率化を実現するための投資を行うこと、また、激化する業界競争で勝ち残るための代理店との関係の更なる発展を含めた販売政策の再構築を行うこと、さらに、既存の生産設備について、その再構築と共に、環境に配慮した製品や顧客ニーズに即した製品を生産可能な体制にするための大規模な設備投資等が挙げられます。特に、既存工場については、昭和40年代半ばから昭和50年代半ばに建設され

た対象者の本社工場や野田工場は既に老朽化が進み、本社工場は住宅専用地域に隣接していることや危険物工場であること等から、容易に建て直しを行うことが出来ず、長期的な視点から工場の再構築を検討せざるを得ない時期にきているものと考えられます。加えて、上記のとおり、地球環境に対する影響への関心が高まっている状況に鑑みると、環境に配慮した塗料製造はもはや必須であり、そのためには上記のような老朽化した設備では対応できず、大規模な設備投資が必要であると考えられます。そして、対象者のかかる経営改革の実行のためには、株主、経営陣及び従業員が一丸となって取り組む必要があり、また、経営陣自身が自己責任において迅速かつ果敢に意思決定ができる経営体制を構築することが必要であると考えられます。

もっとも、対象者のかかる経営改革の推進が、対象者の業績のみならず、株主の皆様に対しても、短期的にマイナスの影響を与える可能性は否定できません。そこで、マネジメント・バイアウトによる本取引を行い、対象者を公開買付者の完全子会社とすることこそが、経営陣自身の迅速かつ果敢な意思決定を実効的に担保するために有効な手段であると考えに至りました。

他方、対象者は、上記のとおり、昭和 38 年に株式を上場していることから、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきたものと考えられます。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると、今後エクイティ・ファイナンスを行う必要性は、中長期的にも考えられず、また、対象者は長年、事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に十分備わっているものと考えられます。さらに、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）が増大しており、かかるコストは今後も更に増大することが予想されることから、これが対象者の経営改革推進の足かせになる可能性も否定できません。

以上のとおり、対象者の企業価値を中長期的に検討した場合、株式上場に起因するデメリットがそのメリットを上回っているものと考えられます。そこで、かかる観点からも、マネジメント・バイアウトによる本取引が対象者の中長期的な企業価値向上にとって有効な手段であると考えに至りました。

以上の検討内容に加えて、公開買付者は、対象者経営陣とともに慎重に協議の上、さらには、フィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）から受けた本取引の実現可能性等に関する助言を踏まえ検討した結果、株主の皆様はその保有する株式の売却の機会をご提供するとともに、マネジメント・バイアウトである本取引を行うことによって、対象者の抜本的な経営改革を実現することが、対象者の企業価値の更なる向上に資するとの結論に至ったことから、本公開買付けの実施を決定いたしました。

（買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

公開買付者は、本公開買付けの公正性を確保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

（1）独立した特別委員会の設置

本取引が、対象者の代表取締役自らが代表者を務める公開買付者による対象者株式の取得をその要素としていることから、本来、企業価値の向上を通じて株主の利益を代表すべき対象者の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じる結果、本取引に関する対象者の意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないことを目的として、対象者は、取締役会決議に基づき、公開買付者及び対象者から独立した委員によって構成される特別委員会を設置し、本取引及び本公開買付けの是非等について諮問いたしました。

対象者の取締役会は、当該特別委員会の委員として、公開買付者及び対象者から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力等を備えている社外有識者として、税理士法人サンク・アンド・ア

ソシエツの代表社員である税理士の齊藤健一氏、村田・若槻法律事務所の弁護士である若槻哲太郎氏、チヨダ産業株式会社元代表取締役社長である古澤忠治氏の合計3名を選定いたしました。

上記委員から構成される特別委員会は、これまで複数回にわたって開催され、諮問事項についての審議が行われるとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から本取引による対象者の企業価値向上等について説明を受けております。また、当該特別委員会は、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券との間においても、本公開買付けに関する質疑応答を行いました。

そして、当該特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成19年10月26日に、対象者の取締役会に対して、本取引及び本公開買付けは対象者の企業価値向上が目的とされており、また、公正な手続を通じた株主利益の配慮が行われている旨の答申を提出しました。

これを受け、対象者の取締役会は、当該特別委員会の判断を最大限尊重しつつ審議を行った結果、平成19年11月2日、本公開買付けに賛同することについて、全員一致で承認可決しました。

(2) 独立した第三者算定機関からの算定書を取得

公開買付者は、第三者算定機関である日興コーディアル証券から提出された対象者株式に関する株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）を参考にし、最終的に対象者との協議を経て本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）を350円に決定いたしました。なお、買付価格350円は、対象者の平成19年11月1日までの株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）における対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値179円、過去3ヶ月単純平均値191円、過去6ヶ月単純平均値203円、過去12ヶ月単純平均値214円に対してそれぞれ約95.53%、約83.25%、約72.41%、約63.55%のプレミアムを加えた価格です。

一方、対象者の取締役会は、上記(1)に記載のとおり、本取引が構造的な利益相反状態を内包していることから、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるFAソリューションズ有限公司（以下「FAソリューションズ」といいます。）を選定し、対象者の株式価値算定を依頼しました。なお、特別委員会は、FAソリューションズの上記独立性が十分確保されていることを確認しております。

第三者算定機関であるFAソリューションズは、対象者の株価算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。そして、FAソリューションズは、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定し、対象者取締役会において、平成19年11月2日に、FAソリューションズの上記株価算定結果を踏まえて慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき、全員一致で承認可決しました。

(3) 取締役及び監査役全員の承認

本取引に関連して開催された対象者取締役会においては、対象者の代表取締役社長である兒玉利行は、公開買付者の株主兼代表取締役でもあり、公開買付者とは構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、上記(1)記載の特別委員会に対する諮問決議及び上記(2)記載の賛同決議を含む、本取引に関する全ての決議について特別利害関係を有するものと判断し、かかる審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。また、本取引に関連する決議の行われた全ての対象者取締役会には兒玉利行以外の対象者の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われており、上記(2)記載の平成19年11月2日に開催された取締役会においても兒玉利行以外の対象者の取締役全員の賛成により本公開買付けに賛同する旨の決議を得ております。さらに、当該対象者取締役会に出席した対象者の監査役は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

(4) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最低期間は20営業日であるところ30営業日としております。かかる公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定と併せ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

(いわゆる二段階買収に関する事項について)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の3分の2を超える株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、対象者の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化する一連の手続を行うこと（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後すみやかに、公開買付者は、定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記ないしを同一の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、対象者はかかる要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本臨時株主総会及び本種類株主総会は、平成20年2月頃に開催される見込みです。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者の総議決権の3分の2を超える株式を所有することになりますが、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格を基準として算定される価格と異なることがあります。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者は対象者に対し、公開買付者が対象者を完全子会社化することとなるよう、対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

また、公開買付者は、これらの手続を行った後、対象者と公開買付者が吸収合併を行うこと等のグループ内組織再編を実施することを計画しております。

なお、上記 ないし の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記 の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主の皆様各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者は、上記 ないし の方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付け以外の対象者株主による対象者の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を対象者に対して要請する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者は、公開買付けが対象者を完全子会社化することとなるよう、対象者の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、対象者に要請することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

かかる ないし の議案や手続の実施の詳細につきましては、その決定次第、金融商品取引所等を通じ速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様各自により税務専門家にご確認下さい。

(上場廃止について)

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

(注) マネジメント・バイアウトとは、一般に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、買収対象会社の支配権を取得する取引をいいます。

(1) 対象者の概要

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

商 号	ユニオンペイント株式会社
主 な 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗料の製造、販売及び塗装請負 ・ 合成樹脂、接着剤その他化学製品等の製造、加工及び販売 ・ 家具、建材及び雑貨の輸入、販売 ・ 塗装コンサルタント業務 ・ 産業廃棄物処理に係る業務 ・ 前各号に附帯する一切の業務
設 立 年 月 日	昭和 16 年 11 月 11 日

本店所在地	埼玉県八潮市新町 50 番地 1	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 兒玉 利行	
資本金の額	182,900 千円	
大株主及び持株比率	(有)ワイ・エス・ティー・ワイ 8.61% 森 君子 5.66% 森 喜和 5.42% 今川 和明 4.62% 森 礼助 4.05% 寺山 進 3.15% 兒玉 信雄 2.73% 株式会社クラフトフーズ 2.38% 兒玉 末子 2.33% 兒玉 利行 2.29%	
買付者と対象者の 関係等	資本関係	公開買付者は、対象者普通株式 1,000 株を保有しております。
	人的関係	対象者の代表取締役社長である兒玉利行が公開買付者の代表取締役を兼任しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 11 月 5 日 (月曜日) から平成 19 年 12 月 17 日 (月曜日) まで (30 営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

1 株につき、 金 350 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、公開買付者のフィナンシャルアドバイザーで第三者算定機関でもある日興コーディアル証券（以下「公開買付者算定人」といいます。）より平成 19 年 10 月 26 日に提出された株式価値算定書（評価基準日：平成 19 年 10 月 26 日）を参考にしました。

公開買付者算定人は、対象者の株式価値を算定するに際して、公開買付者より提出された対象者の事業計画等を検証のうえ、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価方式、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）及び類似上場企業比較方式を用いて対象者の株式価値算定を行いました。

株式価値算定書によると、市場株価方式では 179 円から 195 円、DCF方式では 266 円から 350 円、類似上場企業比較方式（EBITマルチプル）では 152 円、類似上場企業比較方式（EBITDAマルチプル）では 167 円が対象者の株式価値の算定結果として示されております。

また、株式価値算定書によると、対象者株式のジャスダック証券取引所における過去の売買価格は、平成 19 年 10 月 26 日までの過去 1 ヶ月間のジャスダック証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は 179 円（小数点以下四捨五入。以下、算定の基礎及び算定の経緯において同じ。）過去 3 ヶ月間のジャスダック証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は 195 円という結果が示されております。

公開買付者は、本公開買付けにかかる買付価格を株式価値算定書の算定結果（152 円から 350 円）及び対象者株式の過去の売買価格等を参考に慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けが上場廃止を企図し既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けに対する賛同の可否及び本公開買付けの見通し及び対象者の財務状況等も勘案し、既存株主に対してプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、対象者との協議・交渉の結果も踏まえた上で、公開買付者は、平成 19 年 11 月 2 日に、株式価値算定書の算定結果のレンジの上限の 350 円を買付価格とすることを決定いたしました。

なお、買付価格は、平成 19 年 11 月 1 日までのジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の 1 ヶ月平均値 179 円、3 ヶ月平均値 191 円、6 ヶ月平均値 203 円、12 ヶ月平均値 214 円に対して、それぞれ 95.53%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、算定の基礎及び算定の経緯において同じ。）83.25%、72.41%、63.55%のプレミアムを加えた価格であり、12 ヶ月間の最高値である 250 円を大幅に上回る価格であります。

算定の経緯

（買付価格の決定に至る過程）

公開買付者の代表取締役である兒玉利行は、平成 19 年 7 月から、それまでに検討してきた経営改革案を具体的に推進する、ひいては対象者の中長期的な企業価値の維持・向上を目的として、対象者の非上場化の検討を開始いたしました。対象者の非上場化の実行を検討するにあたり、兒玉利行は対象者の株式価値の算定を開始するため、平成 19 年 10 月初旬に第三者算定機関として公開買付者算定人を選任し、同算定人の意見を参考に対象者の株式価値の算定を自ら進めてまいりました。また、公開買付者は公開買付者算定人に対して対象者の株式価値の算定を依頼した結果、平成 19 年 10 月 26 日付けで公開買付者算定人より株式価値算定書を受領しております。

（買付価格の決定について）

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、公開買付者算定人より提出された株式価値算定書を参

考にいたしました。株式価値算定書によれば、公開買付者算定人は、市場株価方式、DCF方式、類似上場企業比較方式及び修正純資産方式を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことであり、その結果、市場株価方式では179円から195円、DCF方式では266円から350円、類似上場企業比較方式（EBITマルチプル）では152円、類似上場企業比較方式（EBITDAマルチプル）では167円が対象者の株式価値の算定結果として示されております。

また、株式価値算定書によると、対象者株式のジャスダック証券取引所における過去の売買価格は、平成19年10月26日までの過去1ヶ月間のジャスダック証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は179円、過去3ヶ月間のジャスダック証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は195円という結果が示されております。

公開買付者は、本公開買付けにかかる買付価格を株式価値算定書の算定結果（152円から350円）及び対象者株式の過去の売買価格等を参考に慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けが上場廃止を企図し既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けに対する賛同の可否及び本公開買付けの見通し及び対象者の財務状況等も勘案し、既存株主に対してプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、対象者との協議・交渉の結果も踏まえた上で、公開買付者は、平成19年11月2日に、株式価値算定書の算定結果のレンジの上限の350円を買付価格とすることを決定いたしました。

なお、買付価格は、平成19年11月1日までのジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の1ヶ月平均値179円、3ヶ月平均値191円、6ヶ月平均値203円、12ヶ月平均値214円に対して、それぞれ95.53%、83.25%、72.41%、63.55%のプレミアムを加えた価格であります。

（買付価格の公正性を担保するための措置について）

上記公開買付者における買付価格の算定に対して、対象者の取締役会は、平成19年10月初旬、買付価格の公正に検討するために、第三者算定機関より意見を聴取することとし、第三者機関としてFAソリューションズ（以下「対象者算定人」といいます。）を選任し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者は、平成19年10月26日、対象者算定人より、報告書を取得し、公開買付者と協議・交渉を行いました。なお、対象者は第三者算定機関として対象者算定人を選任する旨を、公開買付者及び対象者から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力等を備えている社外有識者から構成される特別委員会に諮問し、特別委員会より、対象者算定人が公開買付者との間に利害関係を有しておらず、第三者算定機関として適当である旨の意見を取得しております。

その上で、対象者においては、対象者算定人の報告書を参考とし、平成19年11月2日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断して本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行うに至っております。また、対象者の代表取締役社長を務める兒玉利行は、公開買付者の代表取締役兼株主でもあり、公開買付者とは構造的に利益相反状態にあることに鑑み、本取引に関連する対象者における全ての決議について特別利害関係を有するものと判断し、かかる審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。賛同決議を含めた本取引に関連する決議の行われた全ての対象者取締役会には、兒玉利行以外の対象者の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われており、かつ、かかる取締役会に出席した対象者の監査役は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

算定機関との関係
該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
2,413,000 (株)	2,413,000 (株)	- (株)
66.66%	66.66%	-

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数(2,413,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数(2,413,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。従って、本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大数は、対象者が平成19年6月28日に提出した第66期有価証券報告書に記載された平成19年6月28日現在の発行済株式総数(3,658,000株)から、同有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の自己株式数(37,001株)及び公開買付者の所有する株式1,000株を控除した株式数(3,619,999株)となります。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人(後記「1.買付け等の目的」の「(11)公開買付代理人」において記載されるものをいいます。)を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合 0.03%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	179個	(買付け等前における株券等所有割合 4.94%)
買付予定の株券等に 係る議決権の数	2,413個	(買付け等後における株券等所有割合 66.69%)
対象者の総株主等の議決権の数	3,574個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数2,413,000株に係る議決権の数です。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計です。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の保有する株券等についても買付け等の対象としており、また特別関係者である兒玉利行から、所有する対象者の株式全てについて、本公開買付けに応募する旨の同意を得ていることから、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、「買付予定の株券等に係る議決権の数」に含まれていると考えられるため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第66期有価証券報告書(平成19年6月28日提出)記載の「総株主の議決権の数」です。但し、本公開買付けにおいては単元未満

株式についても対象としていますので、所有割合の計算においては、同有価証券報告書記載の単元未満株式の数 47,000 株から、対象者の自己株式の単元未満株式の数 1 株を控除した 46,999 株に係る議決権の数 46 個を加算した 3,620 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注4) 応募株券等の数の合計が買付予定数を超えた場合でも、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」が 66.69%以上(最大 100%)となる可能性があります。なお、本公開買付けにより買付け等を行った後において公開買付者が所有する株券等に係る議決権の最大数は、対象者が平成 19 年 6 月 28 日に提出した第 66 期有価証券報告書に記載された平成 19 年 6 月 28 日現在の発行済株式総数(3,658,000 株)から同有価証券報告書に記載された平成 19 年 3 月 31 日現在の自己株式数(37,001 株)を控除した株式数(3,620,999 株)に係る議決権の数である 3,620 個となります。

(注5) 所有割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,267 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けの対象とする株券等の数の最大数(3,619,999 株)に、1 株当たりの買付価格を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

決済の開始日

平成 19 年 12 月 21 日(金曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金いたします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

金融商品取引法(以下「法」といいます。)第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(2,413,000 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数(2,413,000 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）までに、下記に指定する者に到達することを条件といたします。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
（又はその他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担といたします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正いたします。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表いたします。

その他

当社は、公開買付代理人に対して、合法的に入手した対象者の株主名簿及び実質株主名簿（平成 19 年 9 月 30 日現在）を交付して、本公開買付けの内容について株主（又は登録株式質権者）宛に合理的に可能な範囲で連絡することを依頼する予定です。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・

手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

(10) 公開買付開始公告日 平成 19 年 11 月 5 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

2. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

（公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容）

本公開買付けは、対象者における平成 19 年 11 月 2 日開催の取締役会において、兒玉利行以外の対象者の取締役全員の賛成により本公開買付けに賛同する旨の決議を得ております。さらに、当該対象者取締役会に出席した対象者の監査役は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

また、公開買付者は、対象者の経営陣である兒玉利行、辻利雄氏、鈴木豊氏、下堀秀治氏、井福直美氏、飯野善美氏、本田尚吾氏、対象者の監査役である森喜和氏及び対象者の筆頭株主である有限会社ワイ・エス・ティー・ワイから、それぞれ所有する対象者の株式全てについて、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

（公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）

対象者は、昭和 14 年に東京都葛飾区に下千葉化学工業所を創業し、塗料の製造を開始しました。その後、対象者は株式会社化（昭和 34 年には、商号を「キングペイント株式会社」に変更）を経て、昭和 38 年には、東京店頭市場に株式を公開、昭和 47 年には大起ペイント株式会社と合併し、塗料及びシンナーの製造とその販売の事業を拡大してきました。特に、塗料の分野においては、家具を中心とした高級仕上げから住宅設備メーカー向けの塗料まで、木工用塗料を多く供給していることに加え、皮革用塗料の数少ない国内メーカーとして、国内に向けての販売だけでなく、韓国・中国へも輸出販売を行い、順調に業績を向上してきました。

しかしながら、対象者の売上額は、平成 4 年 3 月期の約 71 億円を頂点に、その後は減少が続き、平成 16 年 3 月期の約 36 億円を下限として、現在では約 41 億円の売上となっております。また、対象者の営業利益につきましては、当初は営業利益率 5%以上を維持していたものの、昭和 56 年頃からは 5%を切るようになり、その後現在に至るまで低い営業利益率で推移しております。一方、

塗料業界における現在の事業環境は、近年の3年間にもわたる原油高に起因する塗料原料の価格高騰に伴って原価率が悪化していることに加えて、主な需要先である木工業界や住宅関連業界において、大手ユーザーを中心に生産拠点を中国や東南アジア諸国にシフトしている状況がみられることから、国内需要が減少しており、限られた市場でのシェア確保から価格競争が激化しております。また、昨今の世界的な地球環境への関心の高まりと地球環境に対する社会の要請に応えるため、塗料メーカー各社は有機溶剤の使用量削減に伴う代替製品の研究開発や環境ISOの推進等の対応を迫られております。

このような厳しい状況下において、対象者の経営陣は、株主の皆様のみならず、顧客及び取引先の皆様からの要請に応え、対象者の企業価値の更なる向上を実現するためには、中長期的な成長を視野に入れた抜本的な経営改革が必要であるとの認識の下、経営改革の計画策定を検討してまいりました。その具体的な内容としては、旧来からの社内体制を大幅に見直し、不良在庫の削減に係る在庫管理の強化等更なる効率化を実現するための投資を行うこと、また、激化する業界競争で勝ち残るための代理店との関係の更なる発展を含めた販売政策の再構築を行うこと、さらに、既存の生産設備について、その再構築と共に、環境に配慮した製品や顧客ニーズに即した製品を生産可能な体制にするための大規模な設備投資等が挙げられます。特に、既存工場については、昭和40年代半ばから昭和50年代半ばに建設された対象者の本社工場や野田工場は既に老朽化が進み、本社工場は住宅専用地域に隣接していることや危険物工場であること等から、容易に建て直しを行うことが出来ず、長期的な視点から工場の再構築を検討せざるを得ない時期にきているものと考えられます。加えて、上記のとおり、地球環境に対する影響への関心が高まっている状況に鑑みると、環境に配慮した塗料製造はもはや必須であり、そのためには上記のような老朽化した設備では対応できず、大規模な設備投資が必要であると考えられます。そして、対象者のかかる経営改革の実行のためには、株主、経営陣及び従業員が一丸となって取り組む必要があり、また、経営陣自身が自己責任において迅速かつ果敢に意思決定ができる経営体制を構築することが必要であると考えられます。

もっとも、対象者のかかる経営改革の推進が、対象者の業績のみならず、株主の皆様に対しても、短期的にマイナスの影響を与える可能性は否定できません。そこで、マネジメント・バイアウトによる本取引を行い、対象者を公開買付者の完全子会社とすることこそが、経営陣自身の迅速かつ果敢な意思決定を実効的に担保するために有効な手段であると考えに至りました。

他方、対象者は、上記のとおり、昭和38年に株式を上場していることから、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきたものと考えられます。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると、今後エクイティ・ファイナンスを行う必要性は、中長期的にも考えられず、また、対象者は長年、事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に十分備わっているものと考えられます。さらに、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）が増大しており、かかるコストは今後も更に増大することが予想されることから、これが対象者の経営改革推進の足かせになる可能性も否定できません。

以上のとおり、対象者の企業価値を中長期的に検討した場合、株式上場に起因するデメリットがそのメリットを上回っているものと考えられます。そこで、かかる観点からも、マネジメント・バイアウトによる本取引が対象者の中長期的な企業価値向上にとって有効な手段であると考えに至りました。

以上の検討内容に加えて、公開買付者は、対象者経営陣とともに慎重に協議の上、さらには、フィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券から受けた本取引の実現可能性等に関する助言を踏まえ検討した結果、株主の皆様はその保有する株式の売却の機会をご提供するとともに、マネジメント・バイアウトである本取引を行うことによって、対象者の抜本的な経営改革を実現することが、対象者の企業価値の更なる向上に資するとの結論に至ったことから、本公開買付け

の実施を決定いたしました。

(買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者は、本公開買付けの公正性を確保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

独立した特別委員会の設置

本取引が、対象者の代表取締役自らが代表者を務める公開買付者による対象者株式の取得をその要素としていることから、本来、企業価値の向上を通じて株主の利益を代表すべき対象者の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じる結果、本取引に関する対象者の意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないことを目的として、対象者は、取締役会決議に基づき、公開買付者及び対象者から独立した委員によって構成される特別委員会を設置し、本取引及び本公開買付けの是非等について諮問いたしました。

対象者の取締役会は、当該特別委員会の委員として、公開買付者及び対象者から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力等を備えている社外有識者として、税理士法人サンク・アンド・アソシエツの代表社員である税理士の齊藤健一氏、村田・若槻法律事務所の弁護士である若槻哲太郎氏、チヨダ産業株式会社元代表取締役社長である古澤忠治氏の合計3名を選定いたしました。

上記委員から構成される特別委員会は、これまで複数回にわたって開催され、諮問事項についての審議が行われるとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から本取引による対象者の企業価値向上等について説明を受けております。また、当該特別委員会は、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券との間においても、本公開買付けに関する質疑応答を行いました。

そして、当該特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成19年10月26日に、対象者の取締役会に対して、本取引及び本公開買付けは対象者の企業価値向上が目的とされており、また、公正な手続を通じた株主利益の配慮が行われている旨の答申を提出しました。

これを受け、対象者の取締役会は、当該特別委員会の判断を最大限尊重しつつ審議を行った結果、平成19年11月2日、本公開買付けに賛同することについて、全員一致で承認可決しました。

独立した第三者算定機関からの算定書を取得

公開買付者は、第三者算定機関である日興コーディアル証券から提出された株式価値算定書を参考にし、最終的に対象者との協議を経て買付価格を350円に決定いたしました。なお、買付価格350円は、対象者の平成19年11月1日までのジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値179円、過去3ヶ月単純平均値191円、過去6ヶ月単純平均値203円、過去12ヶ月単純平均値214円に対してそれぞれ約95.53%、約83.25%、約72.41%、約63.55%のプレミアムを加えた価格です。

一方、対象者の取締役会は、上記に記載のとおり、本取引が構造的な利益相反状態を内包していることから、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるFAソリューションズを選定し、対象者の株式価値算定を依頼しました。なお、特別委員会は、FAソリューションズの上記独立性が十分確保されていることを確認しております。

第三者算定機関であるFAソリューションズは、対象者の株価算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。そして、FAソリューションズは、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値

を算定し、対象者取締役会において、平成 19 年 11 月 2 日に、F Aソリューションズの上記株価算定結果を踏まえて慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき、全員一致で承認可決しました。

取締役及び監査役全員の承認

本取引に関連して開催された対象者取締役会においては、対象者の代表取締役社長である兒玉利行は、公開買付者の株主兼代表取締役でもあり、公開買付者とは構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、上記 記載の特別委員会に対する諮問決議及び上記 記載の賛同決議を含む、本取引に関する全ての決議について特別利害関係を有するものと判断し、かかる審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。また、本取引に関連する決議の行われた全ての対象者取締役会には兒玉利行以外の対象者の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われており、上記 記載の平成 19 年 11 月 2 日に開催された取締役会においても兒玉利行以外の対象者の取締役全員の賛成により本公開買付けに賛同する旨の決議を得ております。さらに、当該対象者取締役会に出席した対象者の監査役は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、公開買付期間を法令で定められた最低期間は 20 営業日であるところ 30 営業日としております。かかる公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定と併せ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

以 上